

都市計画施設等の区域内における建築許可申請書の添付書類  
(都市計画法第53条第1項)  
(市街化調整区域版)

提出部数：正副2部

書類名	備考
許可申請書	
念書【市様式】	
委任状	申請、受理等を委任する場合
付近見取図（位置図）	
配置図	
都市計画明示図【市長印があるもの】	原本照合必要
建物平面図	
建物立面図	
建物断面図	
求積図	敷地面積、建築面積、延べ面積それぞれの全体及び都市計画施設等にかかる部分
矩計図	鉄骨造又は3階建ての場合
3階建て建築物の概要【市様式】	3階建ての場合
その他市長が必要と認める図書	

別記様式（第4条関係）



許 可 申 請 書

年 月 日

(あて先) 大阪狭山市長

住 所

申 請 者 氏 名 Ⓜ

電 話 番 号

都市計画法第53条第1項の規定による許可を受けたいので、下記により申請します。

記

1	建築物の敷地の所在及び地番	大阪狭山市			
2	建築物の構造及び階数				
3	新築、増築、改築又は移転の別				
4	敷地面積	建 築 面 積		延 べ 面 積	
	( $m^2$ )	申 請 部 分	( $m^2$ )	申 請 部 分	( $m^2$ )
		申 請 以 外 の 部 分	( $m^2$ )	申 請 以 外 の 部 分	( $m^2$ )
		合 計	( $m^2$ )	合 計	( $m^2$ )

※ 受付欄	※ 許可欄
	大狭都第 号
	年 月 日
	この申請は、次の条件を付して許可します。
	大阪狭山市長 <span style="float: right;">Ⓜ</span>

※ 条 件 欄

条件

本申請の建築物を売の場合は、あらかじめ買主に対し、都市計画事業の施行の際は、当該物件を撤去又は移転しなければならないことがある旨十分説明すること。

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪狭山市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪狭山市を被告として（訴訟において大阪狭山市を代表する者は大阪狭山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注意

- 申請者が法人である場合は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- ※印のある欄は記載しないこと。
- 4欄の（  $m^2$  ）については、都市施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内にかかる面積を記載すること。

# 念 書

年 月 日

大阪狭山市長 様

申請人 住 所

氏 名

印

申請位置

都市計画法第53条の規定に基づいて許可申請するにあたり、良好な街づくりに協力し、公共の福祉の増進に寄与するため、許可後は下記事項を遵守いたします。

## 記

- 1 都市計画法第54条の規定どおり、容易に移転若しくは、除却ができるよう常に建築物を維持管理いたします。
- 1 都市計画事業の施行の際には、すみやかに建築物、その他事業の施行に支障をきたすものを撤去いたします。
- 1 その他、都市計画事業の施行の際には、行政庁の指示に従います。
- 1 建築物を譲渡する際には、譲受人に対し本念書を提出してあることを通知いたします。

## 3階建て建築物の概要

○区域内の建築物について記入すること（区域以外は記入不要）

(1) 建築工事費予定額  [万円]

※建築工事費予定額は、建築設備費を含んだ額を記入すること。

(2) 建築面積  [m<sup>2</sup>]

(3) 延べ床面積  [m<sup>2</sup>]

(4) 建築物の主要な部分の仕上げ

(仕上げ表等が別途あり、下記の内容が分かる場合は記入不要)

外部仕上げ材	屋 根	
	外 壁	

内部仕上げ材		床	壁	天井
	1階の主要な部屋			
	2階の主要な部屋			
	3階の主要な部屋			

※主要な部屋とは、その階で最も大きい部屋をいう。

○矩計図（1/30～1/50程度）を添付すること。

○この様式は3階建ての建築物のみ記入すること。